

熊本県公報

第 1 1 5 2 3 号
平成 19 年 3 月 9 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	(障害者支援総室) 1
告 示	
○漁船保険義務加入の同意の承認 (高戸加入区)	(団体支援総室) 2
○指定居宅サービス事業所の廃止	(高齢者支援総室) 2
○指定居宅介護支援事業所の廃止	(") 3
○指定介護予防サービス事業所の廃止	(") 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 4
○道路の供用開始	(") 4
公 告	
○道路の位置指定	(建 築 課) 5
○二級建築士試験	(") 5
○木造建築士試験	(") 6
○換地処分	(農村整備課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 7
○平成 19 年度地下水水位観測等業務	(水 環 境 課) 7
○水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務の委託に伴う一般競争入札の実施	(水俣病対策課) 9
○平成 19 年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務に伴う一般競争入札の実施	(情報企画課) 11
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課) 14
○団体営土地改良事業施行の適否決定	(") 14
○換地処分	(農村整備課) 14
○宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施	(建 築 課) 14
訓 令	
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	(私学文書課) 15
登 載 依 頼	
○熊本県立図書館協議会の開催	(県立図書館総務課) 16
○第 1 回熊本県高度情報化推進懇話会の開催	(情報企画課) 17
○宇城地域保健医療推進協議会公告第 2 号	(医療政策総室) 17
○第 127 回熊本県都市計画審議会の開催	(熊本県都市計画審議会事務局) 17
正 誤	
○平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県公報号外第 22 号の 7 中に誤りがあったので次のとおり訂正する	(教育政策課) 18

規 則

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 2 号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 (昭和 54 年熊本県規則第 49 号) の一部を次のように改正する。
別記第 6 号様式 (裏) 8 及び別記第 7 号様式 (裏) 8 中「知的障害福祉課」を「障害者支援総室」に改める。
別記第 30 号様式中「養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 206 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 15 年 3 月 10 日熊本県告示第 225 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 19 年 3 月 9 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

高戸加入区

熊本県告示第 207 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
特定非営利活動法人ぶどうの木の家 熊本市京塚本町 3 番 1 号	特定非営利活動法人ぶどうの木の家	平成 18 年 10 月 1 日
指定訪問介護事業所 ともだち 葦北郡芦北町芦北 2324 番地 1	社会福祉法人志友会	平成 18 年 10 月 1 日
訪問介護センターもとざと 玉名市大倉 1574 番地 4	有限会社メディカル本里	平成 18 年 12 月 31 日
有限会社ファミリーケア訪問介護事業所 熊本市八反田二丁目 11 番 18 号	有限会社ファミリーケア	平成 18 年 10 月 1 日

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
アサヒサンククリーン株式会社熊本営業所 熊本市尾ノ上二丁目 26 番 1 号	アサヒサンククリーン株式会社	平成 18 年 11 月 1 日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
宇城市社協在宅福祉サービスセンター 宇城市小川町江頭 33 番地	宇城市社会福祉協議会	平成 18 年 9 月 30 日

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
厚生デイケアセンター 天草市諏訪町 1 番 21 号	医療法人社団平成会	平成 18 年 9 月 30 日
新谷病院デイケアセンター 天草市五和町鬼池 162 番地	新谷陽一郎	平成 18 年 9 月 30 日

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
シニアショップ FUN 熊本市榎町 15 番 191 号	有限会社ファン	平成 18 年 9 月 30 日
指定福祉用具貸与昭孝園 熊本市黒髪一丁目 2 番 37 号	有限会社健康福祉社アフティアール	平成 18 年 10 月 1 日
有限会社アルマ・ケア 天草市広瀬 5 番 82 号	有限会社アルマ・ケア	平成 18 年 11 月 1 日

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
シニアショップ FUN 熊本市榎町 15 番 191 号	有限会社ファン	平成 18 年 9 月 30 日
有限会社アルマ・ケア 天草市広瀬 5 番 82 号	有限会社アルマ・ケア	平成 18 年 11 月 1 日

熊本県告示第 208 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
株式会社サンコーライフサポートケアサポート事業部 宇土市松原町 120 番地 2	株式会社サンコーライフサポート	平成 18 年 9 月 1 日
いがたケアプランセンター 熊本市野田二丁目 23 番 9 号	有限会社いがた居宅介護支援事業所	平成 18 年 11 月 30 日
医療法人恵浩会家入整形外科居宅介護支援センター 阿蘇市内牧 353 番地	医療法人恵浩会	平成 18 年 12 月 31 日
居宅介護支援事業所 もとごと 玉名市大倉 1574 番地 4	有限会社メディカル本里	平成 18 年 12 月 31 日
株式会社ゼンシンくまもとはりきゅうケアセンター 熊本市花園二丁目 12 番 44 号	株式会社ゼンシン	平成 18 年 12 月 31 日

熊本県告示第 209 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により指定介護予防サービス事業所の廃止の届出があった。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
特定非営利活動法人ぶどうの木の家 熊本市京塚本町 3 番 1 号	特定非営利活動法人ぶどうの木の家	平成 18 年 10 月 1 日
指定訪問介護事業所ともだち 葦北郡芦北町芦北 2324 番地 1	社会福祉法人志友会	平成 18 年 10 月 1 日
訪問介護センターもとごと 玉名市大倉 1574 番地 4	有限会社メディカル本里	平成 18 年 12 月 31 日

【介護予防訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
アサヒサンクリーン株式会社熊本営業所 熊本市尾ノ上二丁目 26 番 1 号	アサヒサンクリーン株式会社	平成 18 年 11 月 1 日

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
宇城市社協在宅福祉サービスセンター 宇城市小川町江頭 33 番地	宇城市社会福祉協議会	平成 18 年 9 月 30 日

【介護予防通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
厚生デイケアセンター 天草市諏訪町 1 番 21 号	医療法人社団平成会	平成 18 年 9 月 30 日
新谷病院デイケアセンター 天草市五和町鬼池 162 番地	新谷陽一郎	平成 18 年 9 月 30 日

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
シニアショップ FUN 熊本市榎町 15 番 191 号	有限会社ファン	平成 18 年 9 月 30 日
有限会社アルマ・ケア 天草市広瀬 5 番 82 号	有限会社アルマ・ケア	平成 18 年 11 月 1 日

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
シニアショップ FUN 熊本市榎町 15 番 191 号	有限会社ファン	平成 18 年 9 月 30 日
有限会社アルマ・ケア 天草市広瀬 5 番 82 号	有限会社アルマ・ケア	平成 18 年 11 月 1 日

熊本県告示第 210 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	人吉水上 線	球磨郡多良木町大字多良木 1622 番 1 地先から 同所 1681 番 1 地先まで	前	9.0	320.0	交差点改 良
			後	26.0		
			前	9.0	320.0	
			後	40.5		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 9 日

熊本県告示第 211 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領 線	天草郡苓北町坂瀬川字花園 996 番 5 地先から 同所 1047 番 7 地先まで	137.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 9 日

公 告

熊本県公告第 204 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町植木 157 番地 6
- 2 築造者の氏名 有限会社橋本不動産
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字円台寺字下道 7 番 4
- 4 道路の幅員 6.12 メートルから 6.13 メートルまで
- 5 道路の延長 85.75 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 2 月 19 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 48 号

熊本県公告第 205 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、平成 19 年二級建築士試験を次のように実施する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験
平成 19 年 7 月 1 日（日） 午前 10 時から午後 5 時 10 分まで
 - (2) 設計製図の試験
平成 19 年 9 月 16 日（日） 午前 11 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験場所
九州東海大学工学部 熊本市渡鹿九丁目 1 番 1 号
- 3 受験申込手続
 - (1) インターネットによる受験申込
インターネットによる受験申込については、平成 16 年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び時間
 - (ア) 期間 平成 19 年 4 月 1 日（日）から平成 19 年 4 月 6 日（金）まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午前 10 時から受付最終日の午後 4 時まで
 - イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (2) 受付場所における受験申込
 - ア 受験申込書の受付場所及び受付期間並びに受付時間
 - (ア) 社団法人熊本県建築士会 熊本市神水一丁目 3 番 7 号
 - a 期間 平成 19 年 4 月 9 日（月）から平成 19 年 4 月 13 日（金）まで
 - b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
 - (イ) 熊本県八代地域振興局 八代市西片町 1660 番地
 - a 期間 平成 19 年 4 月 9 日（月）及び平成 19 年 4 月 10 日（火）
 - b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
 - (ウ) 熊本県天草地域振興局 天草市今釜新町 3530 番地
 - a 期間 平成 19 年 4 月 9 日（月）及び平成 19 年 4 月 10 日（火）
 - b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
 - イ 受験申込方法
受験申込は、原則として上記アの（ア）から（ウ）までの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等に居住し直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。
なお、郵送の場合は、受付期間の末日までの消印のあるもののみを受け付ける。必ず、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、書留速達とすること。
 - ウ 学科の試験の免除者の申請
学科の試験の免除の申請は、平成 17 年又は平成 18 年の試験の学科の試験（住所地の変更等の事由がある場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付して行うものとする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知

- (1) 学科の試験
平成 19 年 8 月 28 日 (火) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- (2) 設計製図の試験
平成 19 年 12 月 6 日 (木) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
設計製図の試験の課題は、平成 19 年 6 月 13 日 (水) ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、学科の試験の試験場においても掲示する。受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第 206 号

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 13 条の規定により、平成 19 年木造建築士試験を次のように実施する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日及び日程
- (1) 学科の試験
平成 19 年 7 月 22 日 (日) 午前 10 時から午後 5 時 10 分まで
- (2) 設計製図の試験
平成 19 年 10 月 14 日 (日) 午前 11 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験場所
九州東海大学工学部 熊本市渡鹿九丁目 1 番 1 号
- 3 受験申込手続
- (1) インターネットによる受験申込
インターネットによる受験申込については、平成 16 年以降に木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
- ア 受験申込受付期間及び時間
(ア) 期間 平成 19 年 4 月 1 日 (日) から平成 19 年 4 月 6 日 (金) まで
(イ) 時間 受付開始日の午前 10 時から受付最終日の午後 4 時まで
- イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- (2) 受付場所における受験申込
- ア 受験申込書の受付場所及び受付期間並びに受付時間
- (ア) 社団法人熊本県建築士会 熊本市神水一丁目 3 番 7 号
a 期間 平成 19 年 4 月 9 日 (月) から平成 19 年 4 月 13 日 (金) まで
b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
- (イ) 熊本県 八代地域振興局 八代市西片町 1660 番地
a 期間 平成 19 年 4 月 9 日 (月) 及び平成 19 年 4 月 10 日 (火)
b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
- (ウ) 熊本県 天草地域振興局 天草市今釜新町 3530 番地
a 期間 平成 19 年 4 月 9 日 (月) 及び平成 19 年 4 月 10 日 (火)
b 時間 午前 10 時から午後 4 時まで
- イ 受験申込方法
受験申込は、原則として上記アの (ア) から (ウ) までの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等に居住し直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。
なお、郵送の場合、受付期間の末日までの消印のあるもののみを受け付ける。必ず、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、書留速達とすること。
- ウ 学科の試験の免除者の申請
学科の試験の免除の申請は、平成 17 年又は平成 18 年の試験の学科の試験 (住所地の変更等の事由がある場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。) の合格通知書を添付して行うものとする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 学科の試験
平成 19 年 9 月 11 日 (火) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- (2) 設計製図の試験
平成 19 年 12 月 6 日 (木) (予定) に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

- 旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
設計製図の試験の課題は、平成 19 年 6 月 13 日（水）ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、学科の試験の試験場においても掲示する。受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第 207 号

県営大口地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 208 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 10 月 4 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
あらおシティモール
荒尾市緑ヶ丘一丁目 1 番地 1
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成 19 年 3 月 9 日から平成 19 年 4 月 9 日まで

熊本県公告第 209 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成 19 年度地下水位観測等業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19 年度地下水位観測等業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として業務区分の業務委託に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - ア 熊本県内に本店、支店又は営業所等を有し、常駐者が配置されていること。
 - イ 仕様書に掲げる地下水位観測機器の取扱いに精通していること。
 - ウ 業務遂行上必要な機器及び道具等を有していること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6 の (3) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県公示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間及び平成 19 年 3 月 19 日（月）の午前 8 時 30 分から正午までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部水環境課企画調整班（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2272
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間
平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間及び平成 19 年 3 月 19 日（月）の午前 8 時 30 分から正午までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 3 月 22 日（水）午後 1 時 30 分から
- イ 場所
熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下 1 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6022
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第210号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称
水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、水俣病総合対策医療事業等診療報酬明細書データ入力等事務委託業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業

- 種目情報処理業務に登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 熊本県内に本店又は支店（営業所等を含む。）があり、担当技術者が常駐していること。
- (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
- (7) 平成 18 年度を含む過去 3 年間に、診療報酬明細書に係るデータ入力及び点検等の業務を受託した実績があること。
- (8) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
- ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例第 10 号）に規定する休日以外の日に、1 日に 2 回（午前 11 時及び午後 4 時）、熊本県環境生活部水俣病対策課（県庁新館 5 階）及び熊本県地域振興部情報企画課（県庁新館 9 階）において、受注及び納品をすることができること。
- イ 上記アの日時以外でも、県が業務上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に上記アに記載する場所において、受注又は納品をすることができること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 申請書の入手先及び提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出する。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部水俣病対策課（県庁新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2282 内線 7386
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 16 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 3 月 23 日（金）午後 2 時から
- イ 場所

熊本県庁入札室（県庁本館地下1階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6022

- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第211号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
(1) 委託業務の名称

- 平成 19 年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務
- (2) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (3) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19 年度パソコン及びプリンタ等の保守委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 資格要件
 - ア 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、営業種目情報処理業務取扱業種情報システム全般の設計、開発、維持管理等の入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - エ 6 の（4）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - オ 当該保守業務を担当する人員を常時 3 人以上有すること。
 - カ 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 3 月 9 日（金）から平成 19 年 3 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2143（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成19年3月9日(金)から平成19年3月20日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時
平成19年3月14日(水)午後1時30分から
 - イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成19年3月22日(木)午後1時30分から
 - イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)
 - (5) 入札書の提出方法
6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年3月20日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
 - (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から8日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 212 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営片島地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営片島地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 12 日から平成 19 年 4 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第 213 号

山鹿市長中嶋憲正から協議のあった堂ヶ原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成 19 年 3 月 2 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
堂ヶ原地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 12 日から平成 19 年 4 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第 214 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、山鹿市長中嶋憲正から東原地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 215 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成 19 年 3 月 19 日 午後 2 時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 10 階 1001 会議室
- 3 被聴聞者
商 号 株式会社公明不動産
代表者氏名 代表取締役 平野 幸一
事務所所在地 熊本県熊本市白山 2-1-7

免許証番号 熊本県知事（9）第 1682 号
免許年月日 平成 18 年 9 月 24 日

訓 令

熊本県訓令第 3 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
熊本県公印規程（昭和 32 年熊本県訓令甲第 20 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条を次のように改める。

（公印の取扱い）

第 7 条 公印の管守者は、公印を堅ろうな容器に納めて施錠し、管守しなければならない。

第 9 条第 2 項後段を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 公印を事前に押印しなければ事務処理上著しい支障が生じると認められる場合において、第 1 項に規定する手続を経て公印を事前に押印した用紙については、押印を行った課（総室・室・センター）又は地方出先機関の長（この項及び第 10 条第 3 項において「課長等」という。）が管理するものとする。この場合において、課長等は、押印済用紙受払簿（別記第 3 号様式）を作成し、常に押印済用紙の授受の状況を明確にするとともに、不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

第 9 条第 4 項中「白紙、白券等」を「白紙及び白券」に改め、同項ただし書を削り、同条第 5 項を削る。

第 10 条第 1 項に後段として次のように加える。

プラスチック、金属その他の素材で公印を押印することが困難なものに記載された文書についても、同様とする。

第 10 条第 3 項中「課（総室・室・センター）又は地方出先機関の長」を「課長等」に、「別記第 3 号様式に準じて公印刷り込み用紙受払簿」を「課長等は、公印刷り込み用紙受払簿（別記第 5 号様式）」に改める。

第 11 条第 3 項中「別記第 5 号様式」を「別記第 6 号様式」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式（第 9 条関係）

押印済用紙受払簿

用紙名					
年月日	押印枚数	払枚数	払 先	残 高	備 考

別記第 5 号様式を別記第 6 号様式とし、別記第 4 号様式の次に次の 1 様式を加える。
別記第 5 号様式（第 10 条関係）

公印刷り込み用紙受払簿

用紙名					
年月日	刷り込み枚数	払枚数	使用の理由	残 高	備 考

附 則

- この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 熊本県当直規程（昭和 43 年熊本県訓令甲第 15 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。
第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第

11 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条を第 10 条とする。
 第 12 条中「当直報告書」を「当直報告書（別記第 2 号様式）」に改め、同条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とする。
 別記第 2 号様式を次のように改める。
 別記第 2 号様式（第 11 条関係）（当直日誌）

当直報告書							
当直命令者	課 長	係 長	主 査	日 直	当 直	職 務	
				月 日 曜	宿	者	所 属 氏 名
電報受付記録簿							
当直者 受領印	受付日時	受 信 人	発 信 人	受領課	受領者	摘 要	
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						
	日 時 分						
持参達文書、特殊郵便物（書留、親展等）及び荷物受付簿							
種 類	受付月日	受領当 直者印	受 信 人	発 信 人	受領 課印	受領 者印	摘 要
巡回についての記録							
時 間	概 要						
事件、その他取り扱った事柄							

登 載 依 頼

熊本県立図書館協議会公告第 2 号

熊本県立図書館協議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。
 平成 19 年 2 月 28 日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 15 日（木）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市出水二丁目 5-1
熊本県立図書館 3 階大研修室
- 3 議題
・平成 18 年度事業報告について
・平成 19 年度重点事項について
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先
熊本市出水二丁目 5-1
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課企画広報係）
（電話 096-384-5000）

熊本県高度情報化推進懇話会公告第 1 号

熊本県高度情報化推進懇話会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県高度情報化推進懇話会

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 14 日（水）
午前 9 時 30 分から午前 12 時まで
- 2 開催場所
熊本市千葉城町 3-31
KKR ホテル熊本 1 階「有明」
- 3 会議内容
(1) 座長選出
(2) 次期情報化計画の策定について
(3) 九州における地域情報化の現状等について
(4) 熊本県の情報化の現状について
(5) 意見交換
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県地域振興部情報企画課地域情報班
電話 096-333-2144

宇城地域保健医療推進協議会公告第 2 号

平成 18 年度第 2 回宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 3 月 9 日

宇城地域保健医療推進協議会長 水野秀夫

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 19 日（月）午後 2 時から 4 時まで
- 2 場所
松橋ホワイトパレス 2 階エレガンス B（宇城市松橋町松橋 1331-1）
- 3 議題
(1) 第 4 次宇城地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 第 5 次宇城地域保健医療計画検討部会の設置について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具 400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話 0964-32-2416）

熊本県都市計画審議会公告第 3 号

第 127 回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成 19 年 3 月 9 日

熊本県都市計画審議会
会長 両角光男

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 15 日（木曜日）
午後 2 時から
- 2 開催場所

- 3 熊本県庁新館 2 階多目的 AV 会議室
 案件報告
 (1) 第 126 回熊本県都市計画審議会諮問事項の報告
 ①大規模集客施設の広域調整に関する方針(素案)について
 (2) その他報告
 ①集落内開発制度について
- 4 傍聴者の定員
 20 人
- 5 傍聴手続
 (1) 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付において整理券を配布します。
 (2) 受付時間は、審議会開会の 1 時間前から 10 分前までとします。
 (3) (1)において配布した整理券を持って、午後 1 時 50 分に受付に集合してください。
 (4) 傍聴を希望された方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 (5) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い、会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
 傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 ①会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表示することはできません。
 ②はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 ③会場内の飲食はできません。
 ④会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
 ⑤会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 ⑥その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。
 ※上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
 ※傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件
 今回の審議会では非公開の案件はありません。しかし、審議会中であっても、「審議会等の会議の公開に関する指針」第 3 公開の基準に該当する場合に至ったときには、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により公開、非公開の別を決定することとしています。
- 8 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県都市計画審議会事務局(熊本県土木部都市計画課計画調整係)
 (電話 096-333-2520(直通))

正 誤

平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県公報号外第 22 号の 7 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤								
4	35	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>役付職員</td> </tr> <tr> <td>本庁</td> <td>(略) 主幹 係長 参事 (略)</td> </tr> </table>		役付職員	本庁	(略) 主幹 係長 参事 (略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>役付職員</td> </tr> <tr> <td>本庁</td> <td>(略) 主幹 参事 (略)</td> </tr> </table>		役付職員	本庁	(略) 主幹 参事 (略)
	役付職員										
本庁	(略) 主幹 係長 参事 (略)										
	役付職員										
本庁	(略) 主幹 参事 (略)										